

市外からの転入に関する手続き

「広島市手続きガイド」でスマートフォン等から必要な手続きや持ち物等を確認できます。
※二次元コードからアクセスできます



(担当課欄に※印のある事項は、住所地を管轄する出張所でも手続きができます。)

チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課
住民票の変更	転入届	転出証明書、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)	住み始めた日から14日以内に、新住所地を管轄する窓口へ届出をしてください。	※区市民課
	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用した転出届をされた場合	もとの市区町村で使用していたマイナンバーカード又は住民基本台帳カード(暗証番号の入力が必要となります。)	転入届の際にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードが必要となります。 ※住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月で終了しましたが、住民基本台帳カードの有効期限まではご使用になれます。	
	転入届(外国人住民の場合)	転出証明書、在留カードまたは特別永住者証明書	住み始めた日から14日以内に、新住所地を管轄する窓口へ届出をしてください。在留カードまたは特別永住者証明書に新住所等を記載しますので持参してください。	

以下の手続きは該当する方のみが必要になります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

印鑑	印鑑登録の新規手続き	本人が申請する場合や代理人に申請を委任する場合など手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。 ※もとの市区町村で交付を受けた印鑑登録証は転出手手続きにより失効します。	※区市民課	
マイナンバーカード・電子証明書	マイナンバーカード又は住民基本台帳カードの継続使用 (暗証番号の入力が必要となります。)	もとの市区町村で使用していたマイナンバーカード又は住民基本台帳カードが継続使用できます。転入届の際に手続きを行ってください。本人または同一世帯員以外の方の場合は手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。 転入届から90日経過してもカードの継続利用の手続きを行わない場合、カードが失効します。 ※住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月で終了しましたが、有効期限まではご使用になれます。	※区市民課	
	公的個人認証サービス (電子証明書)	マイナンバーカード (署名用電子証明書用の暗証番号の入力が必要となります。)	住所の変更があったとき、自動的に署名用電子証明書が失効します。引き続き署名用電子証明書を必要とする場合は、申請が必要です。原則、ご本人からの申請となりますが、転入届の際に暗証番号等の記載された委任状があれば同一世帯員又は法定代理人の方が手続きを行うことができます。 詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、広島市ホームページをご覧ください。 広島市ホームページ (ページ番号15001) 	
国民健康保険	国民健康保険の加入手続き	マイナンバーカード等、本人確認書類 【該当する方のみ】 特定同一世帯所属者異動連絡票、旧被扶養者異動連絡票、出産被保険者異動連絡票、雇用保険受給資格者証（特例対象該当者）	職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方は、加入手続きをしてください。 ※なお、病院や施設へ入院又は入所するために転入したときは、申し出てください（元の住所地の国民健康保険証や施設へ入所していることが分かるものをお持ちの方は持参してください。）。 ※外国人で、在留資格が「特定活動」であり、その活動内容が医療を受ける活動やその方の日常生活の世話をする活動の方、又は観光や保養の活動の方及び同じ目的の配偶者は、国民健康保険に加入できません。	※区保険年金課
国民年金	国民年金の住所変更手続き(加入されている方)	年金手帳または基礎年金番号通知書、マイナンバーカードのいずれか	住所変更の手続きは不要です。国外からの転入の場合は窓口にお問い合わせください。（第2号被保険者は勤務先で、第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きをしてください。） ※保険料の納付方法は、転入前と同じです（納付書は転入前に受け取ったものを続けて使用できます。口座振替やクレジットカードの登録も継続します。）。納付方法の変更等は、窓口へお問い合わせください。 ※退職後に年金加入手続きをしていない場合は届出が必要です。	※区保険年金課
	国民年金の住所変更手続き(受給待機中の方)	原則、届出は不要です。ただし、マイナンバーが収録されていない方は届出が必要です。不明な場合には、年金事務所へお問い合わせください。なお、共済年金受給者は各共済組合へご連絡ください。		
	国民年金の住所変更手続き(受給されている方)			
税金	原動機付自転車又は小型特殊自動車の登録手続き	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)、販売証明書、廃車申告受付書、新しい住所の確認ができるもの	転入された日から15日以内に、軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書を提出してください。 詳しくは、窓口へお問い合わせください。	市税事務所 税務室
水道・下水道	水道の使用開始手続き	使用開始(予定)日の3~4日前までに、転居先の玄関付近や郵便受け等に置いてある「水道及び下水道使用申込書」(ハガキ)に記入し郵送していただくか、引越お客様受付センター(Tel 082-511-5959)へご連絡ください。また、水道局ホームページからも24時間お申し込みいただけます。	水道局 各営業所	
	地下水(井戸水)による下水道の使用開始手続き	地下水(井戸水)を利用して、下水道の使用を開始する場合は、使用開始(予定)日までに、下水道局管理課へご連絡ください。(Tel 082-241-8258)		

(裏面に続く)

チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課
子育て	出産応援給付金の申請手続き	令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦または令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に出生した児童の母のうち、「国の出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト」(妊婦または母1人につき5万円相当)の支給を受けていない方は、支給対象となる場合があるので、担当課で保健師による面談を受け、案内に沿って申請してください。		区地域支えあい課
	子育て応援給付金の申請手続き	令和4年4月1日以降に出生した児童を養育している方のうち、「国の出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト」(児童1人につき5万円相当)の支給を受けていない方は、支給対象となる場合があるので、担当課で保健師による面談を受け、案内に沿って申請してください。		
	小中学校の転校手続き	転入届の際に入学通知書を発行します。前校からの書類(在学証明書等)と入学通知書を学校へ提出してください。		※ 区市民課
	保育園の入園手続き	保育園に入園するためには、区の福祉課で申請手続が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。また、市ホームページ「保育園等の入園について(保育園等のごあんない)」もあわせてご参照ください。 また、お子さんが認可外保育施設等に在籍され無償化のための施設等利用給付認定を受けている場合は、転入により新たに広島市での認定申請が必要になりますので施設にお問い合わせください。		区福祉課
	幼稚園等の入園手続き	幼稚園等(公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園(1号認定))に入園するためには、入園を希望する幼稚園等で申請手続が必要です。詳しくは、希望する幼稚園等へお問い合わせください。 また、お子さんが既に幼稚園等に入園されている場合、転入により新たに広島市での認定申請が必要になりますので通っている幼稚園等にお問い合わせください。		(市立幼稚園)各幼稚園又は教育委員会指導第一課 (私立幼稚園)各幼稚園又は一般社団法人広島市私立幼稚園協会
	児童手当の認定請求手続き	請求者名義の通帳、請求者の保険証のコピー又は年金加入証明書、マイナンバーカード等	転出証明書に記載された転出予定日の翌日から15日以内に請求手続きをしてください。 <u>手続きが遅れると、さかのぼって支給できません。</u> 詳しくは窓口へお問い合わせください。	※ 区福祉課
	児童扶養手当の住所変更手続き	住民票の写し、手当証書、マイナンバーカード、住居の賃貸借契約書等	詳しくは窓口へお問い合わせください。	
	こども医療費補助の申請手続き	健康保険証、マイナンバーカード等	中学3年生までのお子さんを養育している方(所得制限があります。)	※
	ひとり親家庭等医療費補助の申請手続き	健康保険証、マイナンバーカード等	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。	
福祉サービス	重度心身障害者医療費補助の申請手続き	健康保険証、身体障害者手帳等障害の程度が確認できる書類、マイナンバーカード等	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。	
	重度精神障害者通院医療費補助の申請手続き	健康保険証、精神障害者保健福祉手帳等障害の程度が確認できる書類、マイナンバーカード等	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。	
	身体障害者手帳の住所変更手続き	身体障害者手帳、本人確認書類、マイナンバーカード等	身体障害者手帳の交付を受けている方	
	療育手帳の申請手続き	前住所地で交付された療育手帳、本人確認書類、写真2枚、個人番号がわかるもの等	広島市で新たに療育手帳を交付することになります。	
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更手続き	本人確認書類、マイナンバーカード等	手当を受給されている方	
	特別児童扶養手当の住所変更手続き	前住所地での手当証書、本人確認書類、マイナンバーカード等	手当を受給されている方	※
	心身障害者扶養共済制度の転入・加入手続き	加入者及び障害者の住民票の写し、前住所地での加入証書、本人確認書類	前の市町村で掛金減免を受けていた場合は、別途手続きが必要になります。詳しくは窓口へお問い合わせください。	
	障害福祉サービス等申請手続き	障害支援区分認定証明書、マイナンバーカード等	前住所地で障害福祉サービス等を利用されていた方(認定証明書は障害支援区分認定を受けていた方のみ)	
	精神障害者保健福祉手帳の住所変更手続き	精神障害者保健福祉手帳、本人確認書類、写真2枚、マイナンバーカード等	申請手続きについては、窓口へお問い合わせください。	
	自立支援医療(精神通院・育成・更生医療)の申請手続き	自立支援医療の医療受給者証、本人確認書類、健康保険証、収入の確認できる書類、マイナンバーカード等	申請手続きについては、窓口へお問い合わせください。	
	未熟児養育医療給付の手続き	転入前の受給者証の写し、対象患者の健康保険証等、マイナンバーカード等	申請手続きについては、窓口へお問い合わせください。	
	小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続き	転入前の受給者証の写し、対象患者の健康保険証等、マイナンバーカード等	申請手続きについては、窓口へお問い合わせください。	

(次 ページ に 続く)

	チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課
福祉サービス		特定医療費(指定難病)医療費助成の手続き	転入前の特定医療費(指定難病)受給者証の写し、本人確認書類、対象患者の健康保険証等、マイナンバーカード等	申請手続きについては、窓口へお問い合わせください。	
		聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信サービスの申請手続き	—	申請手続きについては、窓口へお問い合わせください。	
後期高齢者医療		後期高齢者医療の手続き (広島県内の市町から転入した75歳以上の方)	—	前住所地で後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けていた方には、市民課(出張所)へ届出た日から、概ね一週間以内に区福祉課高齢介護係から住所変更後の被保険者証等を郵送します。 手続きは不要です。	※
		後期高齢者医療の手続き (広島県内の市町から転入した65~74歳で一定の障害があると広島県後期高齢者医療広域連合で認定を受けていた方)	身体障害者手帳等障害の程度が確認できる書類、被保険者証(前住所地に返却していなかった場合)、マイナンバーカード又は、個人番号が確認できるものと本人確認書類	障害の程度を区福祉課高齢介護係で確認後、概ね一週間以内に区福祉課高齢介護係から住所変更後の被保険者証等を郵送します。	
		後期高齢者医療の手続き (広島県外の市町村から転入した方)	前住所地の広域連合が発行した負担区分証明書等、マイナンバーカード又は、個人番号が確認できるものと本人確認書類	75歳以上の方及び65~74歳で一定の障害があると前住所地の広域連合で認定を受けていた方。 手続後、概ね一週間以内に区福祉課高齢介護係から住所変更後の被保険者証等を郵送します。	
介護保険		介護保険の住所地特例の手続き	マイナンバーカード又は、個人番号が確認できるものと本人確認書類	特別養護老人ホーム等介護保険の住所地特例施設へ入所するため転入されたときは、区福祉課高齢介護係にその旨お届けください。(引き続き転入前市町村の介護保険被保険者となります。)	区福祉課
		介護保険の要介護・要支援認定申請手続き	受給資格証明書(お持ちの方のみ)、マイナンバーカード又は、個人番号が確認できるものと本人確認書類	前住所地で要介護・要支援認定を受けていた方又は要介護・要支援認定申請中の方は、転入日から14日以内に要介護・要支援認定申請手続きをしてください。	※
		介護保険の適用除外施設に入所されたときの手続き	施設の入所を証明するもの(入所証明書等)、マイナンバーカード又は、個人番号が確認できるものと本人確認書類	身体障害者支援施設等の介護保険の適用除外施設へ入所されたときは、住所地の区福祉課高齢介護係で介護保険の適用除外(資格喪失)の手続きをしてください。	
		介護保険施設等における食事・居住費の負担限度額の認定申請手続きなど	預金通帳等、マイナンバーカード又は、個人番号が確認できるものと本人確認書類	広島市の認定申請手続きが必要になります。詳しくは区福祉課高齢介護係へお問い合わせください。	※
予防接種・検診		予防接種券の交付手続き	住所が確認できるもの、母子健康手帳、前住所地の予防接種券	広島市で予防接種を受ける場合は、接種券が必要になります。詳しくは、区地域支えあい課へお問い合わせください。	区地域支えあい課
		妊娠婦・乳児一般健康診査受診票の変更手続き	母子健康手帳、妊娠婦・乳児一般健康診査受診票、住所が確認できるもの	変更手続きについては、窓口へお問い合わせください。	
		がん検診の検診登録手続き	—	職場等でがん検診を受ける機会がない方で、がん検診の受診を希望される方が対象です。なお、①広島市国民健康保険被保険者、②国民年金第1号被保険者、③60歳以上の方の方は手続き不要です。	
被爆者健康手帳		被爆者健康手帳等の住所変更手続き	被爆者健康手帳又は健康診断受診者証、本人確認書類 併せて、手当受給者は手当証書及び預金通帳	広島市で新たに手帳等を交付することになります。住所地の区地域支えあい課又は出張所で手続きをしてください。	※ 区地域支えあい課
犬		犬の登録の住所変更手続き	犬鑑札、狂犬病予防注射済票	広島市のものと切り替える必要があります。詳しくは電話等でお問い合わせください。(TEL082-243-6058)	健康福祉局動物愛護センター
衛生		し尿くみ取りの申込み	広島市都市整備公社環境事業課へご連絡ください。(TEL082-244-7791) ※東区温品、上温品、馬木、福田地区及び安芸区にお住まいの方は、安芸地区衛生施設管理組合へご連絡ください。(TEL082-885-2534)	環境局業務第二課	
		浄化槽管理者変更等の手続き	浄化槽が設置されている住宅に入居される場合は、浄化槽管理者変更等の手続きが必要になることがあります。担当課まで連絡してください。(TEL082-504-2223)		

(裏面に続く)

	チェック	必要な手続き	お持ちいただくもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	担当課
市 営 住 宅		市営住宅の同居承認申請の手続きなど		市営住宅に同居する場合は、同居の承認手続きが必要です。同居の承認には一定の基準を満たすことが必要ですので、詳しくは区建築課へお問い合わせください。	区建築課
地 域		町内会・自治会への加入		加入を希望される方は、お住まいの地域の町内会・自治会役員にお申し込みください。役員が分からない場合は、担当課へお問い合わせください。 ◎市ホームページでも加入の取り次ぎを行っています。 市ホームページの検索ボックスから『町内会加入』で検索 ⇒ 『町内会・自治会に入りましょう！(町内会・自治会の加入取次フォーム)』の記事から加入の取り次ぎができます。	区地域起こし推進課
ご み		家庭ごみを出す場所について		一軒家にお住まいの場合は、原則お近くのごみ集積所にごみを出してください。ごみ集積所は地域の皆様に管理していただいているので、その場所は近隣の方にお尋ねください。 マンション・アパートなどの集合住宅にお住まいの場合は、原則集合住宅に設置されているごみ置き場にごみを出してください。詳しくは、家主・不動産会社等にご確認ください。 その他、家庭ごみの収集に関することは、お住まいの区域を担当する環境事業所へお問い合わせください。	各環境事業所
そ の 他		「としポー広島広域都市圏ポイントアプリ」のご案内 ダウンロード (android・iOS共通)は		広島広域都市圏(※)ポイント「としポ」は、加盟店での買い物、行政や企業等のイベントへの参加などで貯めることができ、貯めたポイントは、1ポイント1円の価値として加盟店での買い物、圏域ならではの商品やサービスとの交換、公益的団体への寄附などに使うことができる、地域共通のポイント制度です。 【「としポー広島広域都市圏ポイントアプリ」の機能】 ・ポイントを貯める・使う機能 ・行政等からのお知らせ配信機能 ・地域のごみ出しカレンダー確認機能 等 ※広島広域都市圏は、広島市の都心部から概ね60km圏内の30の市町で構成されたエリアです。圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指して、30の市町が連携しながら、ヒト・モノ・カネ・情報が圏域内で循環する「ローカル経済圏」を構築し、地域資源を圏域全体で活用するための様々な事業を行っています。	経済観光局 経済企画課